令和８年11月発行

令和９年度
保育所（園）・認定こども園・
小規模保育園　入所（園）のご案内



申込受付窓口・問い合わせ

〒７３９－０６９２
大竹市小方一丁目１１番１号
大竹市役所こども家庭課児童係
電　話　０８２７－５９－２１４８

目　　次

1．令和９年度クラス年齢早見表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１

2．保育所（園）・認定こども園・小規模保育園とは ・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１

3．利用申込ができる要件について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１

4．保育施設の見学について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

5．特別な支援を必要とするお子さんについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

6．支給認定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

7．利用申込受付期間※2 号・３号認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

8．大竹市外の保育所等を利用する場合について（広域入所）・・・・・・・・・・Ｐ４

9．保育施設の空き状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

10．利用申込みから入所までの流れ※2 号・３号認定 ・・・・・・・・・・・・・ Ｐ５

11．必要書類について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ６

12．利用申込時の注意事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ９

13．利用申込後の注意事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ10

14．利用決定後の注意事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ10

15．支給認定の内容等に変更があった場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ11

16．保育料について（０歳児クラス～2 歳児クラスの児童）・・・・・・・・・・ Ｐ12

17．副食費について（３歳児クラス～５歳児クラスの児童）・・・・・・・・・・ Ｐ14

18．保育料、副食費の納付先・納付方法について ・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ15

19．大竹市内の保育施設一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ16

20．一時預かりについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ17

21．こども誰でも通園制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ19

22．病児・病後児保育について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ19

23．入所に関するＱ＆Ａ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ20



１．令和９年度　クラス年齢　早見表

クラス年齢	生年月日
０歳児	令和８年（２０２６年）４月２日　～
１歳児	令和７年（２０２５年）４月２日　～　令和８年（２０２６年）４月１日
２歳児	令和６年（２０２４年）４月２日　～　令和７年（２０２５年）４月１日
３歳児	令和５年（２０２３年）４月２日　～　令和６年（２０２４年）４月１日
４歳児	令和４年（２０２２年）４月２日　～　令和５年（２０２３年）４月１日
５歳児	令和３年（２０２１年）４月２日　～　令和４年（２０２２年）４月１日

※入所クラスは、令和９年４月１日時点の年齢で決まります。

２．保育所（園）・認定こども園・小規模保育園とは

※この案内の保育施設とは、大竹市内の保育所（園）、認定こども園（保育所枠）、小規模保育園のことです。

保育所	保護者の就労、病気などの理由によりお子さんを家庭で保育ができない保護者に代わって、保育を必要とする小学校就学前までの児童を保育する施設
認定こども園	教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
小規模保育園	保護者の就労、病気などの理由によりお子さんを家庭で保育ができない保護者に代わって、保育を必要とする児童を少人数で保育する施設

３．利用申込ができる要件について

保育施設を利用できる方は、次の①と②の両方に該当する世帯です。

①大竹市に居住している（住民票がある）

申込み時に大竹市に住民票がない場合も、入所日までに転入を予定している場合は申込みができます。ただし、入所決定後、入所日までに大竹市に住民登録をされない場合、入所が取消しとなります。

②保護者のいずれもが「保育を必要性とする事由」のいずれかに該当する（Ｐ３参照）

４．保育施設の見学について

申込みの前に、利用を希望する保育施設の見学をおすすめします。保育理念・方針、行事の有無や実施方法、持ちもの、保育料以外に必要となる費用（制服や教材費等）などは施設によって異なります。事前に見学、確認することでお子さんを通わせたい保育施設をより具体的に検討することができます。見学される場合は、各施設へ直接お問い合わせください。

５．特別な支援を必要とするお子さんについて

障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れ、加配保育士をつけたいなど、その他気になることがあるお子さんは、申込みの前に、入所を希望する保育施設にご相談ください。

６．支給認定について

保育施設を利用するためには、保護者の居住する市区町村で支給認定を受ける必要があります。認定内容には、「認定区分」、「保育必要量」、「保育を必要とする事由」の３つの項目があります。支給認定の申請は、入所の申込みと同時に行うことができます。

（１）認定区分　児童の年齢と、保育の必要性の有無により３つの区分があります。

区分	該当児童	利用施設
１号認定	満３歳以上の児童 (教育標準時間認定)	幼稚園、 認定こども園(幼稚園枠)
２号認定	満３歳以上の児童で保育を必要とする (保育認定)	保育所 認定こども園(保育所枠) 小規模保育園等
３号認定	満３歳未満の児童で保育を必要とする (保育認定)	保育所、 認定こども園(保育所枠) 小規模保育園等

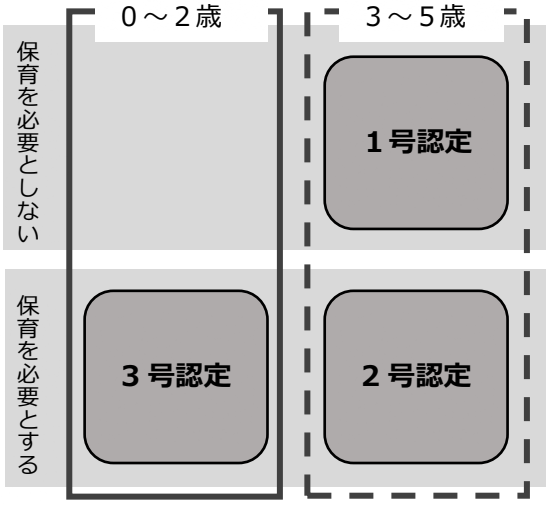

（２）保育必要量

保護者の就労等の状況に応じて、次の２つの時間区分があります。

区分	利用できる時間(上限)	保護者の状況
保育標準時間	１日 11 時間	原則月 120 時間以上の就労、同居親族の介護等、就学 疾病・障害、災害復旧、妊娠・出産
保育短時間	１日８時間	原則月 48 時間以上 120 時間未満の就労、同居親族の介護等、就学 求職活動、育児休業

※保護者の就労時間、通勤時間等を考慮して市が決定します。

◆保育短時間・保育標準時間の例◆

開所時間：７時 30 分～19 時 30 分

保育標準時間：７時 30 分～18 時 30 分、保育短時間：９時～17 時の場合

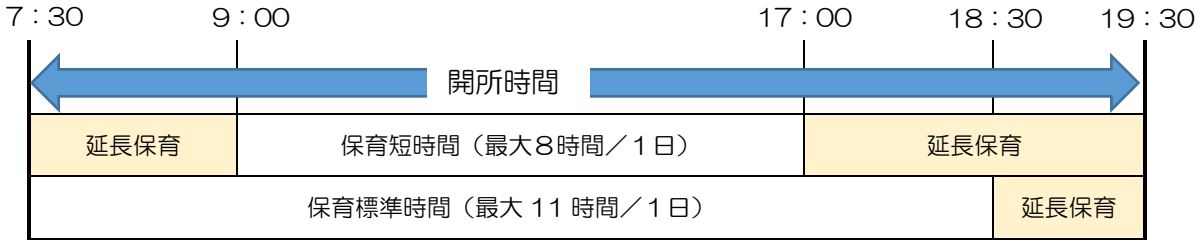

※11 時間、８時間をどの時間帯にするかは、各保育施設が定めています。

※保育短時間で認定を受けた方が保育短時間を越えて利用する場合、及び保育標準時間で認定を受けた方が保育標準時間を越えて利用する場合は、保育料とは別に延長保育料を負担していただきます。延長保育の実施の有無や延長保育料は施設によって異なりますので、各施設に確認してください。

（3）保育を必要とする事由について

２号認定または３号認定を受ける場合は、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する必要があります。

1．**就労**：月 48 時間以上の就労をしている。
※農業の場合、経営者が農業により収入を得ていることが条件です。

2．**疾病・障害**：病気や怪我をしている、または精神や身体に障害がある

3．**介護・看護・付添い**：月 48 時間以上、同居の親族（長期入院などをしている親族を含む。）を常時介護、看護または付添いをしている

4．**災害復旧**：震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっている

5．**求職活動**：求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている
※認定後 90 日経過後の月末までに月 48 時間以上の就労を開始することが条件です。

6．**就学**：月 48 時間以上就学または職業訓練などを受けている（学校教育法に規定された学校、職業訓練校における職業訓練など）

7．**妊娠・出産**：下の子の出産の直前か直後である

8．**育児休業**：育児休業中で、児童が入所年度の４月１日時点で３歳以上である
※育児休業取得開始前に「就労」の事由ですでに保育施設を利用している児童は、年齢に関係なく引き続き利用することができます（「就労」から「育児休業」への支給認定変更手続きが必要です。）。

9．**その他**：その他保育が必要な場合

＜保育を必要とする事由、保育の必要量及び認定期間＞

保育施設の入所期間は、保育の認定期間と原則同じです。「保育を必要とする事由」を満たさなくなった場合は、支給認定が取り消され、保育施設の利用ができなくなります。

保育を必要とする事由	保育の必要量	認定期間
就労	標準時間 短時間 ※就労・通勤時間等により認定	就労証明書で届出を受けた就労の期間まで
疾病・障害	標準時間	主治医の意見書または身体障害者手帳等に記載の期間まで
同居親族の 介護・看護・付添い	標準時間 短時間 ※状況に応じて認定	介護・看護・付添いを継続している期間
災害復旧	標準時間	災害復旧に従事している期間
求職活動	短時間	入所日（入所後に退職等により求職活動に変更となった場合は退職日等の翌月１日）から 90 日を経過する日の属する月の末日まで
就学	標準時間 短時間 ※授業時間などに応じて認定	卒業（修了）予定日の属する月の末日まで
妊娠・出産	標準時間	出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前の日の属する月の初日から、出産日から起算して８週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
育児休業	短時間	育児休業終了まで
その他	こども家庭課児童係へご相談ください	

※保育の必要量が「標準時間」の対象者は、「短時間」を選択することも可能です。

７．利用申込受付期間（土・日曜日、祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分）

●４月に入所を希望の方

	申込期間	結果通知
１次申込	令和８年 12 月１日(火)～令和８年 12 月 25 日(金)	２月中旬
２次申込	令和９年２月 10 日(水)～令和９年２月 22 日(月)	３月中旬

※2 次申込期間を過ぎても、急な転勤等やむを得ない事情がある場合のみ、３月 10 日（水）まで随時受け付けます。市こども家庭課児童係にご相談ください。

※２次申込は１次申込での利用調整後に空きがある保育施設でのみ利用調整を行います。

※１次申込で入所が決定した方は、原則、２次の申込みはできません。（転居等やむを得ない事情がある場合はご相談ください。）

【出生前の利用申込について】

４月入所のみ、出産予定での申込みを受け付けます。

対象は、出産予定日または計画分娩日が令和９年２月末までのお子さんです。

①各申込期間内に、市こども家庭課児童係に家庭調書以外の必要書類（Ｐ６参照）を提出

②出生後、原則７日以内に出生日と母子の状況について市こども家庭課児童係に連絡

③出生後１４日以内に出生届の提出及び住民登録手続きを完了した後、「家庭調書」を提出

※内定が出ていた場合も、令和９年３月１日以降に生まれた場合は４月入所が出来ません。

●５月以降に入所を希望の方

利用希望月	申込期間	結果通知
５月～２月	利用希望月の前月 10 日まで (10 日が閉庁日の場合は直前の開庁日)	利用希望月の 前月 20 日頃
令和 10 年３月	令和 10 年１月７日(金)まで	２月上旬

８．大竹市外の保育所等を利用する場合について（広域入所）

里帰り出産または勤務先が近いなどの立地を理由として、大竹市に住民登録のある児童が市外の保育所等の利用を希望することができます。その場合も、**申込みは大竹市で行います。**事前に希望施設のある市区町村に次のことを確認のうえ、必要書類を**他市区町村の締切日の 10 日前まで**を目途に余裕を持って大竹市へご提出ください。

①受け入れが可能であるか（市区町村によって、受け入れの条件が異なります。）

②希望施設のある市区町村の利用申込締切日と必要書類

※4 月入所の場合で、第１希望が市外の施設、第２希望以降が市内の施設の場合、入所決定の時期が異なることなどにより大竹市内の施設への入所の優先度が下がる場合があります。

９．保育施設の空き状況について

大竹市の保育施設の空き状況は、毎月下旬に市ホームページに掲載しています（１～３月を除く）。空き状況は掲載した時点での状況ですので、「×」（空きなし）となっていても入所できる場合があります。**空き状況にかかわらず、希望する施設は、希望する順にすべて申込書に記載してください。**

１０．利用申込みから入所までの流れ

利用申込み

利用希望月の申込期間内に、市こども家庭課児童係に必要書類（Ｐ６参照）を提出してください。（郵送可、締切日必着）

※保育施設及び支所では受け付けません。

※申込締切日を過ぎた場合、次回の利用調整の対象となります。

※**必要書類がそろっていない場合や書類に不備がある場合、受付できません。**

期間に余裕を持って早めに提出してください。

※大竹市外の保育施設の利用を希望する場合、希望施設のある市区町村によって申込締切や受け入れの条件が異なりますので、ご注意ください。（P4 参照）

支給認定・利用調整

保育を必要とする事由等の確認後、支給認定を行い、入所を決定します。

入所希望者数が受入可能な児童数を超える場合は、保護者の保育を必要とする状況等を点数化し、点数の高い児童から順に入所を決定します。

結果通知

入所保留（入所が決まらなかった方）

初回のみ「入所保留通知書」を送付します。（年度に１回のみ送付）

申込の取り下げをしない限り、翌月以降も、年度内に限り毎月利用調整を行います。

翌月以降は、**入所可能となった場合のみ、市からお知らせします**。

※4 月入所の 1 次申込で入所できなかった方は、自動的に２次申込の入所調整にかかります。希望施設の変更をご検討ください。２次申込でも入所できなかった場合は、５月以降、年度内に限り引き続き利用調整を行います。

※3 月までに入所できなかった場合で翌年度も引き続き入所を希望する場合は、**新たに翌年度の利用申込みが必要**です。

※利用申込時に提出した書類の内容に変更があった場合は、利用調整に影響する場合がありますので、必ず市こども家庭課児童係にご連絡ください。

入所決定

入所が決定した方には、入所承諾書等を送付します。

保育施設と面談

入所が決定したら、入所前に保育施設の方と面談を行います。入所予定の保育施設に直接電話をして、日程調整をしてください。

※4 月入所については、面談日や説明会の日が決まっている場合、日程がわかる書類を入所承諾書等と併せて送付します。

１１．必要書類について

（１）持参いただくもの（窓口で申請する場合）

□　利用申込児童、保護者、同居の世帯員の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

□　利用申込児童の健康保険証の記号番号が分かるもの

□　利用申込児童の母子健康手帳

□　申請書に記載の「申請保護者」の個人番号の番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれか１つ

□　窓口に申請に来る方の身元確認書類

①顔写真付きの場合いずれか１つ

②顔写真なしの場合いずれか２つ（氏名と生年月日または住所の記載があるもの）

個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、学生証、身分証明書、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、国税・住民税等の領収書など官公署が発行した書類など

□　「申請保護者」と窓口に申請に来る方が異なる場合、委任されたことが分かる書類

委任状または「申請保護者」本人しか持ちえない書類（個人番号カード、パスポート等）

※住民票の写しは該当しません。

（２）提出書類

市こども家庭課児童係と各保育施設で配布しています。(市ホームページからもダウンロード可能)

１	教育・保育給付支給認定申請書（２号・３号）兼保育利用希望申込書	利用申込児童１人につき１枚提出
２	家庭調書	利用申込児童１人につき１枚提出
３	保育を必要とする事由を確認するための書類	世帯につき１部（保護者それぞれ１枚）提出 （Ｐ７参照）
４	その他該当する場合のみ必要な書類	P8「その他該当する場合のみ必要な書類」参照

注　意　事　項

・書類がそろっていない場合や不備がある場合、受付できません。

・就労証明書等の証明書類は、証明日が申込締切日の前３か月の初日以降のものを用意してください。令和９年４月の１次申込の場合、令和８年 12 月が締め切りのため、令和８年９月１日以降の証明日のものが必要です。（提出前に証明日をご確認ください。）

・手元に申請書等の写しが必要な場合、事前にコピーをしてから提出してください。

・書類の提出後に確認事項がある場合は、ご連絡のうえ、新たに書類の提出を依頼します。

・鉛筆、消せるボールペンなど書き換え可能な筆記用具は使用しないでください。

＜保育を必要とする事由を確認するための書類＞

保育を必要とする事由		必要書類	その他事項
就労	雇用されている	「就労証明書（※様式あり）」 ※職場で証明を受けてください。	育児休業からの復職の場合 ・育児休業期間、短縮・延長の可否等が記載されたもの ・短時間勤務を予定している場合、必ず短縮後の勤務時間を記載 ※短縮後の勤務時間が未定の場合、想定される勤務時間の中で最も短い時間を記載
	自営業 農業従事者	①「就労証明書（※様式あり）」（自身で記載） ②自営業をしていることが分かる書類の写し（直近の税の申告書、開業届（開業後、最初の税の申告前の場合のみ）、直近の請負契約書など） ※事業専従者は専従者であることが分かる書類（青色事業専従者給与に関する届出書、源泉徴収票の写し等）	
採用内定者 （雇用開始前）		「就労証明書（※様式あり）」または 「就労に関する申立書（※様式あり）」	「就労に関する申立書」を提出した場合、雇用開始日から 1 か月以内に就労証明書の提出が必要
疾病・障害		「①主治医の意見書と②疾病状況申立書（※様式あり）」または「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し」	主治医の意見書の場合、家庭で保育ができない旨の記載が必要
同居親族の 介護・看護・付添い		①「介護・看護状況申立書（※様式あり）」 ②「被介護・看護・付添者の証明書類」の写し（身体障害者手帳、介護保険被保険者証（要介護度記載）、主治医の意見書、診断書など）	主治医の意見書、診断書の場合、常時介護・看護・付添いが必要な旨の記載が必要
災害復旧		「罹災証明書」	
求職活動		「求職活動申立書（※様式あり）」	認定期間終了日までに就労証明書が提出されない場合、翌月以降、毎月利用調整の対象（新規利用申込と同様の扱い）となり、退所していただく場合があります。
就学		①「就学状況申立書（※様式あり）」 ②「在学証明書」の写し ③時間割、カリキュラムなど	在学期間、1 日及び 1 か月の就学時間が分かる書類が必要
妊娠・出産		「母子健康手帳」の写し	表紙と出産予定日記載のページ
育児休業中		「就労証明書（※様式あり）」	育児休業期間等が記載されたもの
その他		市こども家庭課児童係へご相談ください	

※（※様式あり）と記載の書類は、大竹市が定める様式を使用してください。

※各証明書は、証明日が申込締切日の前 3 か月の初日以降のものを用意してください。記載がない場合や要件を満たさない場合、必要事項の記載がない場合などは、再度提出していただく場合があります。提出が各利用希望月の申込締切日を過ぎた場合、次回の利用調整の対象となります。

※提出書類の捏造、変造（無断作成・改変）等あった場合は、保育施設を利用できない場合があります。

※就労証明書の記載内容確認のため、就労先に問い合わせる場合があります。

＜その他該当する場合のみ必要な書類＞

対象者の状況	必要書類
郵送で提出する場合	申請書に記載の「申請保護者」の個人番号の番号確認書類及び身元確認書類の写し
生活保護を受けている	生活保護受給証明書の写し等
利用申込児童または同居の親族が 障害を有する	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等 ※手帳の更新があった場合、改めて提出が必要です。
里親である	里親委託されている、または委託予定であることが分かる書類
ひとり親家庭である	戸籍謄本の写し（離婚成立日または配偶者の死亡日が記載されているもの）、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、児童扶養手当証書の写し等のいずれか１つ ※死別の場合、公簿等で確認できる場合は提出不要
離婚調停中で一方の親と別居している	裁判所による呼び出し状または事件係属証明書 ※書類を提出することで、別居中の保護者の保育を必要とする事由を確認するための書類が提出不要となります。
兄弟姉妹が保育施設等に在園（所）している	在園（所）証明書 ※提出することで保育料等が減額されることがあります。 ※大竹市で教育・保育給付支給認定を受けている場合は不要
国外での収入がある	源泉徴収票、給与明細書等の収入が分かる書類 ４月～８月入所希望：2025年中のもの ９月以降入所希望　：2026年中のもの ※在日米軍の軍人・軍属の方はＦorm W2
申込期日までに大竹市に転入していない	転入に関する申立書（※市の様式あり）
出生前の入所申込の場合 (4 月の利用申込みのみ)	①出生前の保育施設利用申込に関する同意書（※市の様式あり） ②母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載のページ） ③計画分娩の場合は、計画分娩日の分かる書類の写し



１２．利用申込時の注意事項について

（１）育児休業明けまたは新たに就労開始する場合で利用申込みをする場合

復職日（勤務開始日）の１か月前から利用することができます。申込書の「利用希望期間」の利用開始日は、復職日（勤務開始日）ではなく実際に利用を開始したい日を記入してください。

（例）①7月１５日に復職の場合　⇒6月１５日から利用可能

利用開始日には６月 15 日以降の日付を記入

※6 月入所の場合、申込締切日は前月の５月 10 日

②7月３１日に復職の場合　⇒6月３０日から利用可能（６月は３１日がないため）

（２）育児休業中に新規の利用申込みをする場合（復職日が１か月後より先）

児童が年少クラス（令和９年４月１日時点で３歳）以上の場合、利用申込みをすることができます。ただし、利用調整時の点数は申込者の中で一番低くなります。

なお、育児休業取得前に「就労」の事由ですでに保育施設を利用している児童は、年齢に関係なく引き続き利用することができます（「就労」から「育児休業」への支給認定変更手続きが必要）。

（３）希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長を許容できる方

教育・保育給付支給認定申請書（２号・３号）兼保育利用希望申込書の裏面の【育児休業復帰に係る申込みの場合に、育児休業の延長を許容できる方】について、次の点にご注意ください。

①入所できなかった場合に、育児休業の延長が可能かどうかを答える項目ではありません。

②☑をした場合、☑をしていない他の申込児童よりも利用調整時の優先度が低くなります。

③☑した場合でも、希望する保育施設に空きがある場合は入所が決定することがあります。この場合、入所日の翌日から１か月以内に復帰が必要です。

④入所が可能な場合で利用申込を取り下げた場合、「入所保留通知書」は交付できません。

⑤厚生労働省は、令和７年４月から保育施設に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きに、保育利用希望申込書の写し（市の受付印不要）が必要になると公表しています。詳細はハローワークまたは勤務先へお問い合わせください。

⑥一度提出された申込書類は返却できません。申込み前に必ずご自身でコピーしてください。

（４）妊娠・出産の理由で利用申込みをする場合

出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前の日の属する月の初日から、出産日から起算して８週間経過する日の翌日が属する月の末日まで利用することができます。

認定期間終了後、退所となります。引き続き保育施設の利用を希望される場合は、新たに利用申込みが必要です。利用調整の結果、継続利用できない場合があります。

なお、「就労」の事由ですでに保育施設を利用している児童で「妊娠・出産」に変更となった場合、期間終了後も「就労」または「育児休業」の事由で引き続き利用することができます。(認定期間終了日までに「妊娠・出産」から「就労」または「育児休業」への支給認定変更手続きが必要)。

（例）８月１０日が出産予定日の場合　⇒6月１日から１０月末まで利用可能

※出産日が出産予定日と異なった場合、利用できる期間が変わる場合があります。出産後早めに市こども家庭課児童係へご相談ください。

（例）８月 10 日が出産予定日で、出生日が８月１日だった場合

⇒10 月末から９月末までに変更

１３．利用申込後の注意事項について

（１）就労や世帯などの状況に変更が生じた場合

利用調整に影響する場合がありますので、必ず市こども家庭課児童係にご連絡ください。内容によっては改めて書類を提出していただく場合があります。

（２）利用希望日、希望施設、育児休業に係る申込、兄弟姉妹同時申込の希望を変更する場合

「保育所等利用申込の希望変更届」を変更希望月の申込締切日までに、市こども家庭課児童係に提出してください。

（３）利用申込みを取り下げる場合

早急に電話で市こども家庭課児童係に連絡したうえで、「保育所等利用申込・転所申請・入所取下届」を提出してください。

１４．利用決定後の注意事項について

（１）保育の利用の解除（退所）

大竹市外へ転出する場合や、保育を必要とする事由がなくなった場合など長期にわたり保育施設の利用がなくなる場合は、利用施設または市こども家庭課児童係に「保育所等退所届 兼 支給認定取下届」を提出してください。施設を利用されなくても、提出がなければ保育料等が発生します。

（２）大竹市外へ転出予定の方

転出する月の末日（転出日が１日の場合は前月末）まで利用が可能です。その後も継続して大竹市内の保育施設の利用を希望する場合は、転出先の市区町村で広域利用の申し込みが必要です。早めにご相談ください。

例：８月 15 日に他市区町村に転出の場合、９月から広域利用

９月入所の申込締切日までに大竹市へ書類が届くように、転出先の市区町村で手続きが必要

（３）保育施設の変更（転所）

転所を希望される場合、転所希望月の申込締切日までに「保育所等利用（変更）申請書」及び「家庭調書」を市こども家庭課児童係に提出してください。新規利用申込の結果通知と同じ時期に、転所の可否について市からお知らせします（P4 参照）。新規の利用申込者と同じく保育の必要性の高い児童から利用を決定しますので、転所できない場合があります。

〇転所が決定した場合

転所決定後は、現在通われている施設には別の児童が入所しますので、必ず転所していただくことになります。入所が決定した保育施設に直接電話をして、面談の日程調整をしてください。また、現在通われている施設に退所することを伝えてください。

決定後の取消しはできないため、転所を希望しなくなった場合は早急に市こども家庭課児童係に連絡したうえで「保育所等利用申込・転所申請・入所取下届」を提出してください。

〇転所ができなかった場合

申請の取り下げをしない限り、翌月以降も、年度内に限り毎月利用調整を行います。転所希望月の翌月以降は、転所可能となった場合のみ市からお知らせします。

（４）保育を必要とする事由が「求職活動」の方

求職活動の方の認定期間は、入所日または退職日等の翌月１日から 90 日を経過する日の属する月の末日までです。認定期間終了後も継続して保育施設の利用を希望する場合は、認定期間終了日までに「就労証明書」及び「支給認定変更申請書 兼 内容変更届」を市こども家庭課児童係に提出してください。**提出されない場合は、翌月以降、毎月利用調整の対象（新規利用申込と同様の扱い）となり、退所していただく場合があります**。

１５．支給認定の内容等に変更があった場合

支給認定後に就労状況や家族の状況などに変更があった場合は、手続きが必要です。**原則、毎月 25 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに提出されたものが翌月から適用となります。**状況が変わった場合は、速やかに下記の必要書類を利用中の保育施設または市こども家庭課児童係に提出してください。

内容を確認した結果、支給認定内容に変更が生じた場合は、変更後の事項を記載した通知書（希望される方には「支給認定証」）を送付します。支給認定内容の変更に伴い、保育時間や保育料等に変更が生じる場合があります。

※保育施設に提出する場合、25 日までに市へ届く必要があります。提出前に施設にご確認ください。

※25 日を過ぎて提出されたものは、原則、翌々月からの適用となります。

変更内容	**必要書類**
保育を必要とする事由の変更 （就職、退職（求職活動開始）、疾病等）	・支給認定変更申請書 兼 内容変更届 ・P7 の必要書類
就労状況の変更 （勤務先・勤務時間の変更、転職等）	・就労証明書 ・支給認定変更申請書 兼 内容変更届 （保育の必要量が変わる場合のみ）
育児休業の取得または終了	・支給認定変更申請書 兼 内容変更届 ・就労証明書（育児休業期間、短時間勤務（利用する場合のみ）等の記載があるもの）
保護者代表者の変更	・支給認定変更申請書 兼 内容変更届 ※保育料または副食費を市へ納付する方で口座振替により納付していた場合、新たな保護者代表者が改めて口座振替の手続きを行う必要があります。
婚姻、離婚、同居など世帯構成の変更 ※世帯員が増える場合は、個人番号の記入が必要です。市こども家庭課児童係で手続きを行ってください。	・支給認定変更申請書 兼 内容変更届 ・離婚の場合、戸籍謄本の写し（離婚成立日が記載されているもの）、ひとり親家庭等医療費受給者証の写しまたは児童扶養手当証書の写し等のいずれか１つ ・世帯員が増える場合、新たに世帯員となる方の個人番号が分かるもの及び申請に来る保護者の身元確認書類
身体障害者手帳等の取得、廃止、期間の変更	・支給認定変更申請書 兼 内容変更届 ・取得、期間変更の場合、身体障害者手帳等の写し
生活保護の受給開始または停止	・支給認定変更申請書 兼 内容変更届 ・開始の場合、生活保護受給証明書の写し等

１６．保育料について　（０歳児クラス～２歳児クラスの児童）

児童が保育施設の利用を開始した場合、毎月保育料を納付していただきます。４月分から８月分については４月上旬、９月分から翌年３月分については９月上旬に保護者の方に通知します。（年度途中に入所の場合は、入所月の前月）

※認可保育施設利用の場合、３～５歳児クラスの児童の保育料は無償になります。

※公立・私立、施設の種類で保育料は変わりません。ただし、入所する保育施設によっては、保育料とは別に費用（教材費など）を徴収する場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

※保育料は１ヶ月単位です。ただし、月途中で入所・退所した場合は、日割計算となります。

（１）保育料の算定

保育料の金額は、**①保育の必要量、②扶養義務者**の**③市町村民税額（合計額）**を基に算定します。

①保育の必要量

「標準時間」または「短時間」によって保育料が異なります。

②扶養義務者

原則、同一生計の父母が保育料算定上の扶養義務者となります。父母の市町村民税額が一定基準を満たさない場合、同居の親族を算定に含む場合があります。

※父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。

③市町村民税額

４月分から８月分の保育料は前年度、９月分から翌年３月分の保育料は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。

各施設を利用する月	市町村民税該当年度
４月から８月まで	令和８年度市町村民税額 ※令和７年中の収入等に基づくもの
９月から翌年３月まで	令和９年度市町村民税額 ※令和８年中の収入等に基づくもの

※所得の申告（収入なしも含む。）をされていない方（未申告）は、申告手続きをしてください。

※国外での収入を含めて計算を行います。国外での収入等が分かる書類を提出してください。

※未申告等により扶養義務者の市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高額で決定します。申告等により課税状況が変更となった場合、対象月に遡って保育料を算定しなおし、変更がある場合はお知らせします。申告等した場合は、必ず市こども家庭課児童係へご連絡ください。

（２）保育料の軽減

次のいずれかに該当する場合、保育料が軽減される場合があります。該当する世帯で届け出ていない場合は、支給認定等の変更手続きを行ってください。（該当しなくなった場合も届け出が必要です。）

・母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条に規定するひとり親家庭の世帯

・在宅障害児（者）のいる世帯

・生活保護法による被保護世帯、またはこれに準ずる世帯

（３）保育料の減免

次のいずれかに該当し保育料を納付することが著しく困難と認められる場合は、申請により保育料が減免される場合があります。該当する場合は、市こども家庭課児童係へご相談ください。

・疾病、失業、退職、休業その他本人の意思に反するやむを得ない事情により、扶養義務者の収入が著しく減少したとき
・火災、風水害等の災害により、児童が常時居住する家屋等に著しく損害を受けたとき
・感染症等により入院、通院治療するために児童が長期欠席したとき
・その他特別な事情があると認められるとき

＜令和９年度大竹市保育料基準額表＞

階層区分			定義	保育料（月額）		
				3歳未満児(R6.4.2以降生)		3歳以上児(R6.4.1以前生)
				標準時間	短時間	
A			生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0
B	1		市町村民税非課税世帯	0	0	
	2		市町村民税均等割課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯）	7,400	7,200	
	3	市町村民税所得割合計額	38,400円未満	9,100	8,900	
	4		38,400円以上　48,600円未満	10,100	9,900	
C	1		48,600円以上　51,000円未満	11,700	11,500	
	2		51,000円　〃　55,000円〃	12,700	12,400	
	3		55,000円　〃　60,000円〃	14,700	14,400	
	4		60,000円　〃　68,000円〃	16,700	16,400	
	5		68,000円　〃　78,000円〃	20,800	20,400	
	6		78,000円　〃　87,000円〃	24,900	24,400	
	7		87,000円　〃　97,000円〃	27,000	26,500	
	8		97,000円　〃　105,000円〃	31,100	30,500	
	9		105,000円　〃　115,000円〃	33,100	32,500	
	10		115,000円　〃　126,000円〃	35,600	34,900	
	11		126,000円　〃　135,000円〃	39,400	38,700	
	12		135,000円　〃　151,000円〃	41,600	40,800	
	13		151,000円　〃　169,000円〃	44,000	43,200	
	14		169,000円　〃　255,000円〃	51,400	50,500	
	15		255,000円　〃　301,000円〃	54,600	53,600	
	16		301,000円　〃　397,000円〃	63,600	62,500	
	17		397,000円以上	66,800	65,600	

◎保育料の算定に用いる「市町村民税所得割額」は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別控除、寄附金控除等)は適用されません。また、政令指定都市では、市民税所得割の税率が６%から８%に変更されましたが、変更前の税率（6%）で算定します。

◎ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯

・市町村民税所得割合計額が 77,101 円未満の場合、B2～B4 階層は上記の金額から 1,000 円減額した額の半額、C1～C4 階層は半額、C5 階層は 9,000 円とします。また、市町村民税所得割合計額が 77,101 円未満で生計を一にしている兄弟姉妹(年齢制限なし)がいる場合、２人目以降の子を無料とします。

◎多子世帯

・同一世帯の小学校就学前の児童が同時に２人以上保育所等を利用している場合、２人目の子を半額、３人目以降の子を無料とします。
・市町村民税所得割合計額が 57,700 円未満で、生計を一にしている兄弟姉妹(年齢制限なし)がいる場合、B2～C3 階層は２人目の子を半額、３人目以降の子を無料とします。

（４）保育料の確認方法

ア．市町村民税が給与から天引きされている場合（毎年６月頃に雇用主を通じて通知）

P12 の市町村民税該当年度の『給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書』の「④市民税　税額控除前所得割額」に記載の額から「摘要」欄に記載の調整控除額（市）を引いた額（100 円未満切捨て）が、保育料の算定に用いる「市町村民税所得割額」です。（政令指定都市の場合は、市民税所得割の税率が異なるため、標準の税率で計算しなおす必要があります。）

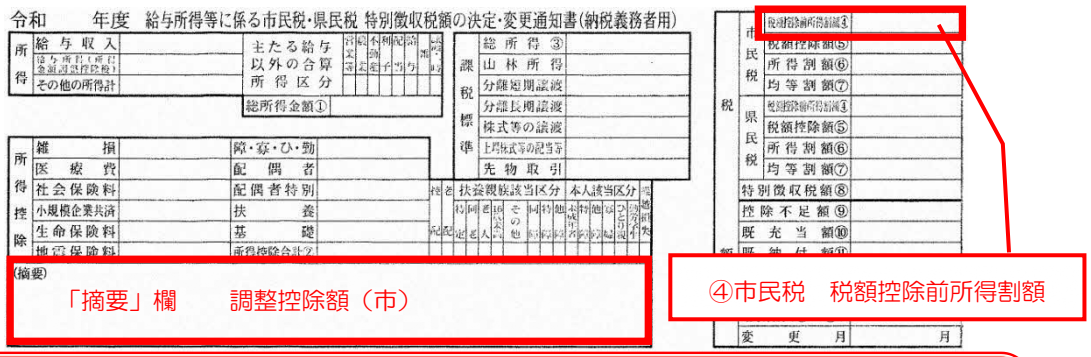

④市民税 税額控除前所得割額　－ 調整控除額（市）　＝　保育料算定税額（100 円未満切捨て）

（例）　121,540 円　　－　1,500 円　　＝　　120,000 円

⇒ **保育料（標準時間）：35,600 円**

イ．ア以外の場合

P12 の市町村民税該当年度の『市町村民税・道府県民税税額決定（納税）通知書』の「税額　市町村民税総所得」または『所得課税証明書』の「市町村民税　税額控除前所得割額」に記載の額から「市町村民税　調整控除額」を引いた額（100 円未満切捨て）が、保育料の算定に用いる「市町村民税所得割額」です。（政令指定都市の場合は、標準の税率で計算しなおす必要があります。）

１７．副食費について（３歳児クラス～５歳児クラスの児童）

幼児教育・保育の無償化により、３歳児クラスから５歳児クラスの保育料が無償化されます。これまで保育料に含まれていた３歳児クラスから５歳児クラスの副食費（おかず・おやつ代等）は無償化の対象とならないため、保護者の方に負担していただきます。

（１）無償化の対象とならない費用について

・給食費（主食費・副食費）　・延長保育料

・保護者会費　　など

（２）副食費の免除

次のいずれかに該当する場合、副食費を免除します。免除の決定は大竹市が行い、対象者に通知します。

①生活保護世帯、里親、小規模住宅型児童養育事業を行う者

②市町村民税所得割合計額が 57,700 円未満（ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯は 77,101 円未満）の世帯

③同一世帯の小学校就学前の保育所等を利用している児童が３人以上いる場合で、３人目以降の児童

※次のいずれかに該当する場合で届け出ていない場合、副食費が免除される場合がありますので支給認定等の変更手続きを行ってください。（該当しなくなった場合も届け出が必要です。）

・母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条に規定するひとり親家庭の世帯

・在宅障害児（者）のいる世帯

・生活保護法による被保護世帯、またはこれに準ずる世帯

（３）副食費の減免について

次のいずれかに該当し、副食費を納付することが著しく困難と認められる場合は、申請により副食費が減免される場合があります。該当する場合は、市こども家庭課児童係へご相談ください。

・火災、風水害等の災害を受けたとき

・その他特別な事情があると認められるとき

１８．保育料、副食費の納付先・納付方法について

（１）保育料の納付先・納付方法

施設等区分	保育料の額（月額）	納付先	納付方法
大竹保育所、小方認定こども園	大竹市が定める額 （保育料基準額表）	大竹市	口座振替または 納付書
私立の保育所		大竹市	口座振替または 納付書
私立の認定こども園、小規模保育事業所等		施設	各施設が 定める方法
大竹市外の公立の保育所、 認定こども園等		施設が所在する 市町村	各市町村が 定める方法

（２）副食費の納付先・納付方法について

施設等区分	副食費の額（月額）	納付先	納付方法
大竹保育所、小方認定こども園	4,000 円	大竹市	口座振替または 納付書
私立の保育所、認定こども園、 小規模保育事業所、幼稚園等	施設が定める額	施設	施設が 定める方法
大竹市外の公立の保育所、 認定こども園等	施設が所在する 市町村が定める額	施設が所在する 市町村	各市町村が 定める方法

○納付先が大竹市の方の納付方法

①口座振替

各納期限日に金融機関から引き落とされます。

②納付書による納付

市から送付される納付書を使用し、各納期限日までに金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン等の電子機器による決済サービス、全国の地方税統一 QR 対応金融機関、大竹市役所または各支所でお納めください。

○納付先が大竹市以外の方の納付方法

各納付先が定める方法により納めていただきます。詳細は、各納付先にご確認ください。

１９．大竹市内の保育施設一覧

●保育所

保育所名 ［所在地］		電話	認可定員	対象月齢	開所時間 （月～金）	保育標準時間 （保育短時間）	開所時間 （土曜）	保育標準時間 （保育短時間）	延長保育
大竹保育所 ［白石一丁目 14 番 15 号］	公立	52-2268	110	生後 2 か月 ～5 歳	7:30～18:30	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～18:00	7:30～18:00 (8:30～16:30)	○
玖波保育所（※1） ［玖波五丁目 8 番 5 号］	私立	57-7307	45	生後 2 か月 ～5 歳	7:30～19:30	7:30～18:30 (8:30～17:30)	7:30～18:00	7:30～18:00 (8:30～17:00)	○
知恩保育園 ［玖波三丁目 11 番 12 号］	私立	(園直通) 080-9429 -7322 (代表) 57-7322	70	生後 2 か月 ～5 歳	7:30～19:00	7:30～18:30 (8:30～17:00)	7:30～18:00	7:30～18:00 (8:30～17:00)	○

※1　令和 10 年３月 31 日閉所。新規の受け入れは行います。

●認定こども園（２号・３号認定）

認定こども園名 ［所在地］		電話	認可定員	対象月齢	開所時間 （月～金）	保育標準時間 （保育短時間）	開所時間 （土曜）	保育標準時間 （保育短時間）	延長保育
ひまわりさかえこども園 ［西栄三丁目 12 番 23 号］	私立	52-2522	150	生後 2 か月 ～5 歳	7:15～19:15	7:15～18:15 (9:00～17:00)	7:15～19:15	7:15～18:15 (9:00～17:00)	○
フルムーンインターナショナルこども園おおたけ ［東栄一丁目 8 番 33 号］	私立	30-9015	103	生後 57 日目 ～5 歳	7:30～19:00	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～19:00	7:30～18:30 (8:30～16:30)	○
小方認定こども園 （にじいろこども園内） ［小方一丁目 11 番 1 号］	公立	59-3000	165	生後 2 か月 ～5 歳	7:30～19:00	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～18:00	7:30～18:00 (8:30～16:30)	○
大竹中央幼稚園 ［油見一丁目 16-14］	私立	53-1144	32	満 3 歳 ～5 歳	8:00～18：00	8:00～18：00 (8:00～17:00)	8:00～18：00	8:00～18：00 (8:00～17:00)	―

●小規模保育園

小規模保育園名 ［所在地］		電話	認可定員	対象月齢	開所時間 （月～金）	保育標準時間 （保育短時間）	開所時間 （土曜）	保育標準時間 （保育短時間）	延長保育
こぐま園（※2） ［油見一丁目 15 番 8 号］	私立	93-2647	18	生後 10 か月 ～2 歳	8:00～18:00	8:00～18:00 (8:00～17:00)	8:00～18:00	8:00～18:00 (8:00～17:00)	―

※2　０歳児クラス～２歳児クラスを対象としています。

【延長保育】

延長保育とは、保護者の方が仕事の都合などで保育標準時間または保育短時間の時間内に児童の送迎が困難な場合に、利用時間を超えてお預かりする制度です。保育料とは別に延長保育料が必要となります。施設によって延長保育料等は異なりますので、各施設にご確認ください。

２０．一時預かりについて

保護者が仕事や急病・通院、または冠婚葬祭などで保育が一時的にできないときやリフレッシュのために、児童を保育所・認定こども園に預けることができます。詳細及び申込みについては、一時預かりを実施している保育所・認定こども園に直接お問い合わせください。

※記載内容は令和８年 11 月時点のものであるため、今後変更となる可能性があります。その場合は、市ホームページ等で変更後の情報を掲載します。

◆大竹保育所◆

住所：大竹市白石一丁目１４番１５号　（☎５２－２２６８）

※　満１歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 ８：30～17：00	３歳未満…2,000 円 ３歳以上…1,500 円 ※給食・おやつ代含む。	月 14 日以内 小方認定こども園（にじいろこども園内）利用分も含む。
月曜日～金曜日 ８：30～17：00 の間の ４時間以内（半日）	３歳未満…1,200 円 ３歳以上…　900 円 ※給食・おやつ代含む。	月 14 日以内 小方認定こども園（にじいろこども園内）利用分も含む。

◆小方認定こども園（にじいろこども園内）◆

住所：大竹市小方一丁目 11 番１号（☎５９－３０００）

※　満１歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 ８：30～17：00	３歳未満…2,000 円 ３歳以上…1,500 円 ※給食・おやつ代含む。	月 14 日以内 大竹保育所利用分も含む。
月曜日～金曜日 ８：30～17：00 の間の ４時間以内（半日）	３歳未満…1,200 円 ３歳以上…　900 円 ※給食・おやつ代含む。	月 14 日以内 大竹保育所利用分も含む。

◆玖波保育所◆

住所：大竹市玖波五丁目８番５号（☎５７－７３０７）

※　満１歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 ８：00～18：00	３歳未満…2,000 円 ３歳以上…1,500 円 ※給食・おやつ代含む。	月 15 日以内
土曜日 ８：00～15：00		

◆知恩保育園◆

住所：大竹市玖波三丁目１１番１２号

（☎ 園直通 080−9429−7322　代表 0827-57-7322）

※　満１歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 9：00～16：00 の間の４時間以上（一日）	0 歳児（満 1 歳以上） …3,000 円 1・2 歳児…2,500 円 3 歳児以上…2,000 円 ※給食・おやつ代含む。	0・1・2 歳児は 『手ぶら登園（おむつ・エプロンなどのサブスクサービス）』利用料を含みます。 ３歳児以上は有料にて利用可能です。（200 円/日） 延長保育、応相談 ※ 別途料金が必要となります。 月 14 日以内 前日の午前中までにお申込みください。
月曜日～金曜日 9：00～16：00 の間の４時間以内（半日）	0 歳児（満 1 歳以上） …1,800 円 1・2 歳児…1,500 円 3 歳児以上…1,200 円 ※給食・おやつ代含む。	

◆ひまわりさかえこども園◆

住所：大竹市西栄三丁目１２番２３号（☎５２－２５２２）

※　８カ月から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 9：00～17：00 の間の 5時間以上（一日）	0 歳児…　3,500 円 1・2 歳児…3,000 円 3 歳以上…　2,500 円 ※給食・おやつ代含む。	【一日】８スタンプ 【半日】５スタンプ のスタンプ制。 １シート８０スタンプで次回利用時の利用料金が１回分無料 月９日以内で週３日以内 予約は前日まで
月曜日～金曜日 9：00～17：00 の間の 5 時間以内（半日）	0 歳児…　2,200 円 1・2 歳児…1,900 円 3 歳以上…　1,600 円 ※給食・おやつ代含む。	

◆フルムーンインターナショナルこども園おおたけ◆

住所：大竹市東栄一丁目８番 33 号（☎３０－９０１５）

※　満１歳から利用可能です。

利用時間	利用料	備考
月曜日～金曜日 8：30～16：30	3,000 円 ※給食・おやつ代含む。	月 14 日以内

２１．こども誰でも通園制度について

保育所などに通っていないお子さんが、時間単位で保育所などに通える新しい制度です。

対象	利用日時点で、生後６か月～満３歳未満（３歳の誕生日の前々日まで）で保育所等（認可外保育施設を除く）に通園していないこども（施設によっては受入ができない場合があります。詳しくは施設へお問い合わせください。）
料金	１時間あたり３００円 ※施設によっては、給食代やおやつ代などの実費を負担いただく場合があります。（詳しくは各施設へお問い合わせください。）
時間	上限　１人あたり１０時間／月
実施施設	・小方認定こども園（にじいろこども園内） ・知恩保育園 ・こぐま園

※利用方法等は市ホームページに掲載しています。

２２．病児・病後児保育について

保護者の勤務の都合などにより、家庭で保育できない生後６カ月から小学６年生までの児童で、保育所、認定こども園、小規模保育園、幼稚園、小学校に通えない病児や病後児を保育します。

対 象	生後６カ月から小学６年生までの保育所、認定こども園、小規模保育園、幼稚園及び小学校に在籍している病気または病気の回復期にある児童や骨折等外傷のある児童
実施施設	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター 病児・病後児保育室（にっしーくんハウス） 住所：大竹市玖波四丁目１番１号 ☎0827-57-7183（内線：2700）
利用料	①　大竹市内に住所を有する児童の場合　1,000 円／１日 ②　大竹市外に住所を有する児童の場合　2,000 円／１日 ※　生活保護世帯、市民税非課税世帯には、利用料免除の制度があります。（大竹市民のみ）
利用定員	３名程度

病児・病後児保育室の利用にあたっては、事前に登録が必要です。

詳しくは、市こども家庭課児童係（☎0827-59-2148）にお問い合わせください。

２３．入所に関するＱ＆Ａ

Ｑ　申込みはどこでできますか？

Ａ　市こども家庭課児童係で行っています（郵送可）。各保育施設、支所では受け付けできませんので、ご注意ください。

Ｑ　申込みはいつまでですか？

Ａ　Ｐ４の「利用申込受付期間」をご確認ください。

例：６月中に入所を希望する場合は、５月１０日（月）までに申込みをしてください。

Ｑ　大竹市に転入する予定です。申込時点で住所は大竹市外にありますが、申込みはできますか？

Ａ　可能です。申込みをする際は、必要書類と併せて「転入に関する申立書」を提出してください。なお、入所日に大竹市に住民登録がされていないと、入所が決定されている場合であっても、入所が取消しとなりますのでご注意ください。

Ｑ　現在、求職中ですが、利用することができますか？

Ａ　できます。ただし、認定期間は、入所日（入所後に退職等により求職活動に変更となった場合は退職日等の翌月１日）から 90 日を経過する日の属する月の末日までです。認定期間終了後も継続して保育施設の利用を希望する場合は、認定期間終了日までに「就労証明書」と「支給認定変更申請書 兼 内容変更届」を提出してください。提出がない場合、翌月以降、毎月利用調整の対象（新規利用申込と同様の扱い）となり、退所していただく場合があります。

Ｑ　利用申込みをしましたが、希望月に入所ができなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

Ａ　年度内に限り、不要です。３月までに入所できなかった場合で翌年度も引き続き入所を希望する場合は、新たに利用申込みが必要です。

なお、就労・家庭状況などに変更があった場合は、必ず市こども家庭課児童係へご連絡ください。状況に応じて必要な書類をご案内します。

Ｑ　ならし保育はできますか？

Ａ　現在、大竹市ではならし保育期間の設定はしていません。育児休業からの復職時と新たに就労開始する場合には、復職日（勤務開始日）の１か月前から利用可能ですので、この期間をならし保育として利用してください（Ｐ９参照）。１か月前から入所される場合も、通常の保育料を負担していただきます。※月途中で入所する場合は、保育料は日割り計算となります。

記入例

…3条関係）

…給認定申請書（２号・３号認定用）兼保育利用希望申込書（新規入所用）

令和　○年　○月　○日 申請

支給認定及び… また、申請にあたり次の事項に同意します。
1．支給… 報（課税、世帯状況等）を閲覧すること
2．保育… の課税状況等を確…
3．1、… 請書に記載された…
4．年度… 場合、遡って保育料または…

「申請保護者」の個人番号を確認しますので、番号確認書類と身元確認書類を持参してください（P6 参照）

転入予定で申込みの場合に記入
転入に関する申立書（※市の様式あり）を提出

申請保護者	住　所	大竹市**小方一丁目**…			（転入予定日：令和　○年　○月　○日）
	ふりがな	おおたけ　たろう	児童との続柄	電話	自　宅　0827-00-0000
	氏　名	**大竹　太朗**	**父**		父の携帯　090-0000-0000
					母の携帯　090-0000-0000

申請児童	ふりがな	おおたけ　じろう	男・女	生年月日	令和　○年　○月　○日　※4/1
	氏　名	**大竹　次郎**		個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	現在の保育状況	□自宅で＿＿＿が保育　□幼稚園、職場内託児所等を利用（施設名…） ☑一時預かりを常態的に利用（月　8　日程度）　□その他（…			

市外の施設を希望する場合、所在地の市町村名を記入（事前に、施設の所在地の市区町村に受入要件や提出期限等の確認が必要）

利用希望	利用希望期間	令和　○年　○月　○日　から	☑小学… □令和…	
	利用希望施設名	第１希望	**○○保育園**	保育の必要量：□保育標準時間（１日最大 11 時間まで） ☑保育短時間（１日最大８時間まで） ※保護者の就労時間等を基に、…
		第２希望	**△△認定こども園（△△市）**	
		第３希望	**□□保育所**	
		第４希望		

育休明けの申込みの場合、利用希望開始日に入所出来た場合の復職日を記入

保育を必要とする事由	父	☑就労（育休明けの場合：令和　年　月　日復職… □求職活動　□就学　□その他（…
	母	☑就労（育休明けの場合：令和　○年　○月　○日復職予定）　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧 □求職活動　□就学　□妊娠・出産（令和　年　月　日出産（予定））　□その他（　）

上記児童について、住民登録上の世帯員だけでなく、実際に同居している方や単身赴任している方等全員を記入してください。

１月１日の住所が大竹市外の場合、住所を記入

	児童との続柄	氏名			勤務・通学・通園先等の名称（保護者が単身赴任等の場合別居住所）
保護者	父	ふりがな おおたけ たろう **大竹　太朗**	昭・平　○年　○月　○日	0 0 0 0 … 0 0 0 0 0 0	**○○株式会社** （別居住所：**広島県○○市**・町・村）
		令和８年１月１日時点の住所	☑大竹市内　□大竹市外（　市・町・村）		
		令和９年１月１日時点の住所	□大竹市内　☑大竹市外（　**広島県○○市**・町・村）		通勤時間　20 分　通勤手段　車
	母	ふりがな おおたけ はなこ **大竹　花子**	昭・平　○年　○月　○日	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	**○○（自営業）**
		令和８年１月１日時点の住所			別居住所：　市・町・村）
		令和９年１月１日時点の住所			通勤時間　0 分　通勤手段**在宅**
同居しているその他の者	**姉**	**大竹　○○**	平・令		**○○高校（就学のため別居）**
	兄	**大竹　○○**	大・昭 平・令　○年　○月　○日	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	**○○小学校**
	兄	**大竹　○○**	大・昭 平・令	0	**○○保育園**
	祖母	**小方　○○**	大・昭 平・令	0	**なし**
	祖父	**小方　○○**	大・昭 平・令	0	**○○株式会社**

自営業の場合、就労証明書と自営が分かる書類の写しを提出（直近の税の申告書、開業届（開業後、最初の税の申告前の場合のみ）、直近の請負契約書など）

申請児童以外の同居者全員（住民票で世帯を分けている方も含む）を記入
※単身赴任、就学等で別居している場合も、生計同一の場合は記入

世帯状況 該当する世帯に☑	□生活保護世帯（　年　月から）　□在宅障害児（者）世帯　□里親　☑単身赴任 □ひとり親世帯（　年　月に　□離婚・死別・未婚　□別居［調停　□有　□無］）

支給認定証の交付を希望… （…	☑	□

（裏面もあり…

該当があれば☑
単身赴任以外に☑した場合、証明する書類を添付
※以前提出している場合で、内容に変更がなければ提出不要

単身赴任の場合、勤務先名称の下に別居住所を記入

【提出前のチェック表】

１．提出にあたっての注意点

□　ボールペンなどの消えないペンで記入しましたか（消えるペンは不可）

□　記入漏れはありませんか（記入例参照）

□　保護者全員の、保育を必要とする事由を確認するための書類を添付しましたか

□　提出書類のコピーが必要な方は、コピーを取りましたか

２．保育を必要とする事由が「就労」の方

□　自営業の方は、自営業をしていることが分かる書類の写しを添付していますか
（直近の税の申告書、開業届（開業後、最初の税の申告前の場合のみ）、直近の請負契約書など）

□　事業専従者の方は、専従者であることが分かる書類の写しを添付していますか
（青色事業専従者給与に関する届出書、源泉徴収票の写しなど）

３．就労証明書について

□　証明日は、申込締切日の前 3 か月の初日以降の日付になっていますか

□　19「保護者記載欄」は記入していますか（児童名等）

□　3「雇用（予定）期間等」の有期に☑が入っている場合、14「（雇用契約の）満了後の更新の有無」のいずれかに☑が入っていますか

□　6「就労時間」に、月間または週間の勤務時間が記載されていますか

□　育児休業中の方は、9、11、15、16 が記載されていますか

□　育児のための短時間勤務制度を利用中または利用予定の方は、12「育児のための短時間勤務制度利用有無」が記載されていますか
※短縮後の勤務時間が未定の場合、想定される勤務時間の中で最も短い時間を記載

４．保育を必要とする事由が「疾病・障害」の方

□　主治医の意見書を提出する場合、家庭で保育ができない旨が記載されていますか

□　主治医の意見書を提出する場合、「疾病状況申立書」を添付していますか
※身体障害者手帳等の写しを提出する場合は、主治医の意見書と疾病状況申立書の提出は不要

５．保育を必要とする事由が「同居親族の介護等」の方

□　主治医の意見書、診断書を提出する場合、常時介護・看護・付き添いが必要な旨が記載されていますか